

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

下呂市小坂町長瀬地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

1. 地図及び簿冊の名称 岐阜県下呂市 地籍図原図
岐阜県下呂市 地籍簿案
(下呂市小坂町長瀬の一部)
2. 閲覧期間 令和 4 年 9 月 28 日から
令和 4 年 10 月 18 日まで 20 日間
3. 閲覧場所 下呂市役所 小坂振興事務所
4. 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申し出をすることができる。
5. 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
6. 閲覧は、期間中毎日 9 時から 17 時まで行うこととする（ただし、閉庁日を除く）。

令和 4 年 9 月 28 日

下呂市長 山 内 登